

消費者だより

2021年1月号

悪質な「販売預託商法」による トラブルに注意！

昨年、磁気健康器具の販売預託商法(★)を展開した「ジャパンライフ」が倒産し、元会長などが詐欺の疑いで逮捕されました。将来的な配当金を信じさせて商品を購入させる悪質な販売預託商法によるトラブルが繰り返し発生しているので注意しましょう。

★商品の売買契約と同時に商品を預かり、第三者に貸し出した運用利益をあとで還元すると告げて、高額な商品を購入させる商法

■相談事例

- ・6年前に「腰痛に効く磁気治療器のレンタルオーナーになれば、高配当が得られる」と説明を受け、100万円の契約をした。事業者が行政処分を受けたと聞き、契約解除の申請をしたが返金されず、事業者と連絡が取れなくなった。
- ・知人から「車を購入し、カーシェア業者に車を貸し出すレンタルオーナーになると車のローンは業者が払ってくれ、毎月1万円の利益配当が得られる」と説明を受けて、車3台を800万円のローンで買った。最近事業者から倒産の可能性を示唆されたが、倒産すれば、見たこともない車のローンは自分が払わないといけないのか。

■消費者へのアドバイス

- ・「販売預託商法」は、高利率の利益配当や元本保証をうたって勧誘し、高額な商品を購入させる特徴があります。また、商品購入と同時に商品を預けるので購入者は商品を確認できません。事業者が商品を保有していない場合もあります。さらに、預かった商品の運用はせず、ほかの購入者が支払った商品代金から配当金を払っている場合が多く、事業者が破綻しても返金されない場合がほとんどです。
- ・「必ず儲かる。楽して簡単に稼げる」ことは絶対にありません。
- ・おいしい話はうのみにせず、少しでも不安があれば、はっきりと断りましょう。家族など周囲の人の意見も聞き、取引の内容をよく考えましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターへ相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時30分～16時00分

(祝日、年末年始を除く)